

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	改 正 前
第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。 ⑤ ～⑩ (略)	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。 ④ 副学長は、学長の職務を助ける。	第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。 ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。 ③ 副学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 ③ 一 学位の授与 二 学生の入学、卒業及び課程の修了 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの ④ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ⑤ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。 （新設）	第九十三条 大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない。

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（第二条関係）

新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

	改 正 後	改 正 前
9 (略)	7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならない。	2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 (略)
8 (略)	7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のみから行わなければならない。	2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。 一・二 (略)
9 (略)	8 (新設)	8 (略)
2 経営協議会	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。
二 一 学長	当該学長が指名する理事及び職員	当該学長が指名する理事及び職員
三 一 学長	当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学	当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学

3	（教育研究評議会）	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	4 (5) 6 (略)
4	（教育研究評議会）	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	4 (5) 6 (略)
5	（教育研究評議会）	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	4 (5) 6 (略)
6	（教育研究評議会）	第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要な事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。	2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。	4 (5) 6 (略)
1	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3
2	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3
3	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3
4	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3
5	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3
6	（経営協議会）	第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要な事項を審議する機関として、経営協議会を置く。	2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。	3

3 | 二 機構長が指名する理事及び職員
者で大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて機構長が任命するもの
経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならぬ。
4 5 6 (略)

3 | 二 機構長が指名する理事及び職員
者で大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に關し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聽いて機構長が任命するもの
前項第三号の委員の数は、経営協議会の委員の総数の二分の一以上でなければならぬ。
4 5 6 (略)

学校教育法及び国立大学法人法の一部を改正する法律

(学校教育法の一部改正)

第九十二条 大学には学長、教授、准教授、助教、助手及び事務職員を置かなければならない。ただし、教育研究上の組織編制として適切と認められる場合には、准教授、助教又は助手を置かないことができる。

- ② 大学には、前項のほか、副学長、学部長、講師、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- ③ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- ④ 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
- ⑤ ～⑩ (略)

第九十三条 大学に、教授会を置く。

- ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

一 学生の入学、卒業及び課程の修了

二 学位の授与

三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。

（国立大学法人法の一部改正）

（役員の任命）

第十二条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。

2 前項の申出は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて構成する会議（以下「学長選考会議」という。）の選考により行うものとする。

一・二　（略）

3～6　（略）

7 第二項に規定する学長の選考は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者のうちから、学長選考会議が定める基準により、行わなければならぬ。

8 国立大学法人は、第二項に規定する学長の選考が行われたときは当該選考の結果その他文部科学省令で定める事項を、学長選考会議が前項に規定する基準を定め、又は変更したときは当該基準を、それぞれ遅滞なく公表しなければならぬ。

9　（略）

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

4～6 (略)

(教育研究評議会)

第二十一条 国立大学法人に、国立大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。

2 教育研究評議会は、次に掲げる評議員で組織する。

一 学長

二 学長が指名する理事

三 学部、研究科、大学附置の研究所その他の教育研究上の重要な組織の長のうち、教育研究評議会が定

める者

四 その他教育研究評議会が定めるところにより学長が指名する職員

3 前項各号に掲げる者のほか、学校教育法第九十二条第二項の規定により副学長（同条第四項の規定により教育研究に関する重要事項に関する校務をつかさどる者に限る。）を置く場合には、当該副学長（当該副学長が二人以上の場合には、その副学長のうちから学長が指名する者）を評議員とする。

4～6 （略）

（経営協議会）

第二十七条 大学共同利用機関法人に、大学共同利用機関法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 機構長

二 機構長が指名する理事及び職員

三 当該大学共同利用機関法人の役員又は職員以外の者で大学共同利用機関に関する広くかつ高い識見を有

するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて機構長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

4～6 （略）

附 則

（施行期日）

1 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

（検討）

2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、第二条の規定による改正後の国立大学法人法（以下「新国立大学法人法」という。）の施行の状況、国立大学法人（新国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）を取り巻く社会経済情勢の変化等を勘案し、新国立大学法人法第十二条第二項に規定する学長選考会議の構成その他国立大学法人の組織及び運営に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。